

# 学校における合理的配慮と基礎的環境整備をつなぐ ユニバーサルデザイン化

## The Role of Universal Design of the Regular Classroom Management and Teaching

小方 朋子<sup>1</sup> ・ 山本 木ノ実<sup>2</sup> ・ 中島 栄美子<sup>2</sup>

Ogata Tomoko, Yamamoto Konomi, Nakajima Emiko

### 要約

特別支援教育を推進し、インクルーシブ教育を実現するために、近年、学校教育において授業のユニバーサルデザイン化やユニバーサルデザインの学級づくりが注目され、実践が積み重ねられてきている。アンケート調査により、教員が行う合理的配慮とユニバーサルデザインの関係について分類し整理した。その結果、集団の中での個別の配慮だけでなく、学級全体へのユニバーサルデザインを意識した教育活動が数多く行われていることが明らかになった。

キーワード：ユニバーサルデザイン、合理的配慮、基礎的環境整備、インクルーシブ教育システム

### 1. はじめに

特別支援教育を推進し、インクルーシブ教育を実現するために、近年、学校教育において授業のユニバーサルデザイン（以下、UD）化やUDの学級づくりが注目され、実践が積み重ねられてきている。

授業のUD化や学級づくりが求められる背景を、花熊（2018）は次のように説明している。通常の学級で始められた特別支援教育は、当初発達障害のある子どもへの個別の配慮であったが、「通常の学級で特別支援教育の実践が行われるにつれて、通常の学級における様々な課題が浮き彫りになり、そのことがユニバーサルデザインの学級・授業づくりの必要性への認識へとつながっていく」、「通常の学級にあるのは発達障害の問題だけでなく、①学習面の困難（学習の遅れ、学習意欲の低下）、②学校適応の困難（不登校、高校中退）、③学級集団内の深刻な問題（いじめ）、④就学・進学移行上の問題、⑤養育環境上の問題（生活リズムの乱れ、虐待・放任による愛着障害）、⑥生徒指導上の問題（非行）などの様々な問題が多発しており、障害の有無にかかわらず、個に応じた配慮・支援を必要とする子どもたちが学級の中に多数存在して」おり、これらが学級・授業のUD化の必要性の認識につながっていった

のである。

授業のUD化は学校で多くの支持を得ており、研修会なども数多く開催されている。インターネットで検索すると県や市町村教育センターの研修会資料として授業のUD化を扱った資料がたくさんヒットする。

学校教育における授業のUD化は、LD等の子どもにはないと困る支援であり、どの子どもにもあると便利な支援と表現される。花熊は、「a）ユニバーサルデザイン化とは、「学校・授業に子どもを合わせる」から「学校・授業が子どもに合わせる」への大きな転換であり、子どもたちの多様性、子ども一人ひとりの「学び方の違い」への対応を通じて、子供たちの学びの意欲を育てる教育的アプローチとなりうる。b）学校全体でユニバーサルデザイン化に取り組むことで、一定水準の支援技術（教師の接し方、授業の展開の仕方）が確保できる。また、教師の指導力を向上させるためのヒントとなり、学級運営や授業に困難を感じている教師へのサポートにもつながる。c）授業で用いる支援グッズ（支持カードやワークシートなど）を学校全体で共有することで、教材の作成に係る個々の教師の時間的負担を軽減できる」としている（花熊 2018）。様々な県や市町村の教育センター等が研修会で授業のUD化を取り上げ

1 香川大学教育学部

2 香川大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻

ている理由は、「学校・授業が子どもに合わせる」という授業観の転換だけでなく、若年教員の授業力のスキルアップを狙っているからであろう。教科教育との連携の中で、実践研究が積み重ねられている途上である。

「発達障害がある子だけでなく、全ての子にとって参加しやすい学校、わかりやすい授業」(小貫 2014)を行うために、教科教育と特別支援教育が融合した授業改善は、以前から様々な教科で取り組まれていた(桂 2011)。全員がわかる授業を行うために、どのようなつまづきが授業で現れるかを予想するには、まず障害等のある子どもに注目して具体的なつまづきを把握することが大切である。そのつまづきはどのような特性によって起こっているのか、指導の意図や指導方法の工夫を考えて学級全体への指導を行うことで、障害等のある子どもも他の子どもも共に学ぶことができる。さらには、指導方法を工夫した全体指導においてもつまづきがある子どもに対しては、集団での児童の中で、個々の実態に応じた個別の合理的配慮を行っていく必要がある。

2006年に国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、日本は2014年に批准した。批准後初めての改訂となった学習指導要領はインクルーシブ教育システムを理念とし、「通常の学級にも、障害のある児童のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である」(文科省 2017)とし、学びの過程におけるつまづきに対し、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことを規定した。同時に、各教科等の解説においては、障害等のある児童生徒の「困難さ」、それに対する「指導上の工夫の意図」、個に応じた様々な「手立て」の例示が明記された。また、障害のある児童生徒の指導に当たっては、個々の児童生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等の解説において示している。

学習指導要領との関連においては「主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善」を行う上で、授業のUD化の有効性についての研究もなされている。京極(2018)は、小学校教員を対象に授業のUD化の実施状況と主体的・対話的で深い学びの実現状況を比較するという調査研究を行い、授業のUD化は、「主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善」を行う上で、有効な考え方・進め方のひとつであることが確認できた、としている。

文科省が直接的に授業のUD化について言及しているものはない。学習指導要領解説 総則編においては「障害のある児童への配慮についての事項」として「(9) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」という項目を設けている(文科省 2017)。

例えば学習指導要領解説国語編では、「国語科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。」とし、具体例も挙げている。

「・文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具(スリット等)を活用することなどの配慮をする。

・自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童の日常生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。」等である。

このうち、「文章を目で追いながら音読することが困難な場合」の項目は、個別の配慮を例示したものであるが、次項の感情理解の学習場面において、「自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童の日常生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする」という授業展開は、おそらく個別指導の場面ではなく、全体の授業場面を想定していると思われる。つまり授業のUD化と言っても良い例だといえよう。

2007年に特殊教育から特別支援教育に転換され、2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されて以降、合理的配慮という言葉は定着してきた。学校教育における合理的配慮については、2012年の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)」(2012)が文科省から示され、区分等具体が示されてきた。2020年に幼保こ・小中学校の教員等を対象に実施した調査においても教員は自信がないと言いつつ、さまざまな合理的配慮を実施していることが明らかになっている(小方・山本 2020)。

合理的配慮は基礎的環境整備を基に、個別に決定されるものであるとされるが、近年、学校で取り入れられてきた授業のUD化や学びのユニバーサルデザイン（UDL）などをこの合理的配慮と基礎的環境整備の位置づけの中で考えるとややわかりにくい。

独立行政法人特別支援教育研究所「インクルDB」のQ&Aでは以下のように説明されている。

「『合理的配慮』とは、障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

「基礎的環境整備」とは、この「合理的配慮」の基礎となるものであって、障害のある子供に対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う教育環境の整備のことです。」

では、個別の配慮でもなく、設置者が行う教育環境の整備でもない、授業のUD化やUDな学級づくりはどこに位置付くのだろうか。

この関係について花熊（2018）は以下のように指摘している。

「2012年7月の中教審報告では、インクルーシブ教育システムにおけるユニバーサルデザインの重要性について本文で述べられているが、報告にある基礎的環境整備と合理的配慮の関係図（略）には、その点が明示されていない。そのため学校現場（特に管理職）では、インクルーシブ教育システムを、施設・設備を中心とするバリアフリーの環境整備と特別なニーズがある子どもへの個別的な合理的配慮の『2階建て』として捉えがちである。しかし、学校教育（日々の授業）で重要なことは、基礎的環境整備と個々の子どもへの合理的配慮をつなぐものの存在、（中略）学級・授業のユニバーサルデザイン化は、その『つなぎ』として重要な役割を持つ。つまり、基礎的環境整備と合理的配慮の関係は『2階建て』構造ではなく『3階建て』構造なのであり、基礎的環境整備の上層には『どの子どもも過ごしやすい教室・学習環境』の整備が、個別的な合理的配慮の

土台には『どの子どもも興味・意欲を持って参加できるユニバーサルデザインの授業づくり』が位置づけられる。」

すなわち、設置者が行う基礎的環境整備と、個別になされる「合理的配慮」の間に、授業者が行う授業のUD化やUDの学級づくりが位置付くというのである。この考え方に基づくと、個別に行っている支援だけでなく、学級全体に行っている支援がすっきりと位置付くのではないだろうか。学校ではこの3階建て構造の2階部分と3階部分はどのように実践されているのか。そこで本稿では、教員を対象としたアンケート調査により、実施している個別の合理的配慮および学級全体への配慮の内容について把握し、その内容を分類することで、学級で行われている支援の傾向と特徴について検討した。

## 2. 方法

### (1) 対象

第2筆者が講師を務めた下記①～③の研修の受講者を対象にアンケート調査を実施した。各研修前にアンケート調査の趣旨説明を行い、同意を得られた受講者から①②の研修については研修後に回収、③は研修後のweb回答によるものである。なお、①②の研修は、香川県教育センター研修（中堅教員研修及び希望研修）と香川大学教職大学院連携科目との連携研修として、大学院生が受講したが教職経験がない学部卒学生は集計から除外し、現職教員学生のみ集計した。集計した対象者の校種別人数と平均教職年数を表1に示す。

①令和3年度教員連携研修	特別支援教育	39名
②令和3年度免許更新講習	必修講座	55名
③令和4年度教員連携研修	特別支援教育	28名

### (2) 方法

自由記述を内容ごとに回答を分け、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012）にある合理的配慮の観点を中心に、特別支援教育担当の大学教員2名で分類した。

## 3. 結果と考察

自由記述回答を内容ごとに分類した結果を表2に示す。自由記述のため、数や頻度を厳密にたずねていないが、分類した表からわかることは、まず、集団の中で

表1 対象者の校種別人数及び平均教職年数

	幼保こ	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	不明	合計（人）	平均教職年数（年）
①	－	17	14	7	0	1		39	11.9
②	22	13	7	7	2	3	1	55	16.6
③	－	19	8	0	0	1		28	12.5
計	22	49	29	14	2	5	1	122	13.7

表2 合理的配慮の観点による「学級全体への手立て」と「集団の中での個別の配慮」の分類

観 点	合 計	内 容	学級全体への手立て 内容別数	集団の中での個別の配慮 内容別数	学級全体への手立ての具体例	
①-1 教育内容	79	必要な知識	6	2	小 繰り返し学習をする	
		必要な技能 代替手段	1 0	0 5	小 既習の基礎知識は掲示しておく 小 SST	
		教師のかかわり	9	57	幼保こ 手遊び歌で注目を集める中 準備できるまで待つ	
		個別の教材・教具の準備 課題の調整	2 1	29 12	小 個別の助言や資料の作成小 ワークシートを使う 中 個に応じた量の課題を準備しておく	
	①-1-2 学習内容の変更・調整	84	書く量の軽減	3	5	小 ノートを書く量を少なめにする小 文章題は配布して ノートに貼る
			代筆	0	1	
			指導方略	13	4	中 音楽や動画を取り入れた授業作り
			参加の工夫	0	5	小 15分毎に活動を変えて集中力を持続させる
			自己選択	0	5	
			視覚化	57	18	幼保こ 絵表示を多く使用する 小 指示や予定を視覚化する
①-2 教育方法	167	指示・説明の工夫	39	15	小 指示はやることに番号をつけて短く簡潔に 高 口頭の説明だけでなく、プリントやスライドを見せなが ら説明する	
		拡大（縮小）提示 ルビうち	1 1	1 6	中 ワークシートと同じものをサイズを大きくして黒板に示す 中 全員にルビをふった教材を使用する	
		記入欄拡大 書きの補助	0 5	2 8	小 板書とノートのマス目を合わせる 小 まずやって見せてモデルを示す中 自主学習ノートの良 い例の紹介	
		見本	5	4	小 興味のもてる教材を用意する	
	①-2-2 学習機会や体験の確保	47	興味関心のある教材	1	0	
			テストのルビ	0	2	
			テストの読み上げ	0	2	
			テストの拡大	1	2	中 大きく印刷したテストの配布
			時間の調整	1	1	小 時間の弾力化
			座席	8	13	小 座席の位置への配慮 小 席を前の方にして、個別の指示ができるようにする
集団での個別指導	2	5	小 配慮を要する児童を含む個別指導			
ペア・グループ活動	5	3	中 ペアやグループで対話できる時間を設け、他の意見を聞 いて考えられるようにする			
役割	0	1				

観 点	合 計	内 容	学級全体への手立て 内容別数	集団の中での個別の配慮 内容別数	学級全体への手立ての具体例
①-2 教育方法 ①-2-3 心理面・健康面 の配慮	71	活動の見通し	35	5	小 学習の流れを提示する 幼保こ 一日の流れを絵カードで示す 幼保こ クールダウンできるスペースを使う
		空間・別室の確保	1	0	
		気持ちの切替	0	1	
		不安の軽減	0	4	
		感情コントロール	0	2	
		ペア・グループ構成員の 配慮	2	3	小 グループ分けの配慮
		ほめる・認める	1	4	小 個を認める
		学習規律・ルール	4	0	小 学習目標の分かりやすさ 中 授業準備が整っているか、机の周りの整理
		学級の雰囲気	11	0	中 日頃から個性を認めるように話しをする 幼保こ 多様性を認めて好きな場所で遊べる環境作り
		ルーティン化	3	0	小 授業のルーティン化 中 ノートの書き方のルールを決める
時間の明示	5	0	高 活動時間を板書しておく小 時計タイマーの表示		
② 支援体制	19	教員との連携	8	9	幼保こ 活動内容に応じてT2T3を用意し、援助してもらう 幼保こ 複数の目から見た意見を参考に手立てを作る
		家庭との連携	0	1	
		専門スタッフとの連携	1	0	中 SSWやSCなどにつなげる
		刺激軽減の環境	10	3	小 刺激になるものを布等で隠す小 前面掲示をシンプルにする
③ 施設・設備 の配慮	20	感覚・健康面への配慮	0	1	
		空間・別室の確保	0	3	
		環境設備	1	1	特支 教室の環境整備をする
		場の構造化	1	0	高 掲示物の場所を決めている 小 学級全体で授業をする時はそのまま進め、他の時間で個別に教える
基礎的環境整備	4	個に応じた学びの場	1	1	
		交流及び共同学習の推進	0	1	
		情報共有	1	0	中 カルテを作成する

の個別の配慮と同じ観点で学級全体へUD等を考えた教育活動が行われている、ということである。

個別の配慮で多かった分野は<①-1-1学習上または生活上の困難さを改善・克服するための配慮>と<①-1-2学習内容の変更・調整>であり、学級全体への手立ての回答数が多かったのは<①-2-1情報・コミュニケーション及び教材の配慮>と<①-2-3心理面・健康面の配慮>であった。

個別の配慮として多く挙げられている<①-1-1学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮><①-1-2学習内容の変更・調整><①-2-1情報・コミュニケーション及び教材の配慮>に分類される回答を見ると、回答の具体は表には載せていないが、例えば、<①-1-1教師のかかわり>として「机間指導で個別に声かけ」「待てる場所は待つ」、<①-1-2個別の教材・教具の準備、課題の調整>では「ヒントカードを作る」「個に合わせたプリント・ワークシートの準備」「事前に本人にどの程度取り組めそうか尋ねる」「板書を書く量や解く問題数の調整」「人前で話すのが苦手な児童には、事前に日直のスピーチのことを知らせ、自分で考えるかメモを書くかを選択できるようにする」などがあり、この分野の回答はとても多い。<①-2-1視覚化、指示・説明の工夫>でも個別の配慮として視覚化することや指示・説明の配慮が多く出された。「カードの利用」「写真やイラスト」「図や絵、具体物の使用」「多めの声かけ」「全体の指示のあとの個別の確認」などである。個別の配慮については合理的配慮として「障害者差別解消法」施行以降、公的機関は義務として行わなければならないものであり、学校において対応しなければならないものであるという認識が定着してきているのがよくわかる結果である。

一方、学級全体への手立てとしても多くの回答があった。学級全体への手立てとして最も多く挙げられていたのは<①-2-1情報・コミュニケーション及び教材の配慮>の観点である。「絵表示を多く使用する」「指示や予定を視覚化する」「指示を短く簡潔に」「口頭の説明だけでなく、プリントやスライドを見せながら説明する」など、幼保こから高校校まですべての校種で学級全体への手立てとして数多く挙げられていた。「板書とノートのマス目を合わせる」や「モデルを示す」などは、学級全体で学習に参加するための環境づくりとして定着してきている。ほかにも「書画カメラで映して説明する」「ICTを使って視覚的に図を出してわかりやすくしている」など近年整備されてきたICTの活用も見られる。<①-1-2指導方略>「音楽や動画を取り入れた授業づくり」「15分ごとに活動を変えて集中力を持続させる」や、<①-2-3活動の見通し>も学級全体への配慮として多く挙げられていた。小学校では「学習の流れを提示する」、幼保こであれば「一日の流れを絵カードで示す」などである。「することに順番をつけて

おく」「TO DOリストを貼る」「初めに学習の流れを示す」「プリントに通し番号を振る」など、一日の流れであったり、その一時間内の流れ、優先順位などを提示しているとする回答は多かった。また授業開始時に必ずその時間の目標(めあて)を板書することもこれにあたるだろう。<①-2-3学級の雰囲気>として「日頃から個性を認めるように話をする(中)」「多様性を認めて好きな場所で遊べる環境づくり(幼保こ)」など雰囲気づくりも大事にされている。「困っている友達には男女関係なくだれでも声をかけられる学級づくり」「みんなそれぞれにいいところを持っていることを朝の会や帰りの会、授業の中などで具体的に挙げて説明しいいところを見つける目を持てるように心がけている」などである。<③-2刺激軽減>として、「刺激になるものを布等で隠す」「前面掲示をシンプルにする」も多かった。

また、学級全体への手立てと個別の配慮の双方で回答が多かったのが、<①-1-1教師のかかわり>に分類したものと、<①-2-1視覚化、指示・説明の工夫><①-2-2座席>、<②教員との連携>に分類したものである。「教師のかかわり」として分類したのを見ると、「作業や活動をする前には準備ができるまで待つ」という全体への配慮も多くあるが、中でも「机間指導」は様々な活用があり工夫が見られたものである。「机間指導や休み時間を利用して個別の声掛け」「机間指導の時にその子のところを通る頻度を多くする」という個別の配慮、そのために「机間指導の時間を取るために、講義ばかりの授業にせず、意識して作業の時間を設けるようにする」ことをしながら、全体へ配慮と個別の配慮の双方を視野に入れつつ「机間指導を細やかに、順番を前もって決めておく。①支援を要する児童→②声掛けをして自信を持たせたい児童→③その他の児童」と机間指導を有効に活用しているのである。また<①-2-1視覚化、指示・説明の工夫>においても、まず全体に向けて「シンプルな板書」「ページ番号を板書」「予定を掲示」「書画カメラを使用」という2階部分の全体への手立てがあり、かつ個別への配慮として「具体物の使用」「図やイラストの使用」「マーカーの使用」などの3階建て部分にあたる個別の支援がある。

また<①-2-2座席の位置>も同じく、「座席を前の方にして個別の指導ができるようにしている」「気が散らない場所にしている」というように個別の配慮として座席を考え、また学級全体のバランスも考えて学級全体の手立てとして回答しているものも多い。<②-1支援体制>も学級全体への手立てと個別の配慮の双方で多かった支援である。個別の支援としては「T2が声掛け」「支援員の活用」もあるが、複数の教員配置で全体を指導、活動に応じてT2T3を配置することも挙げられている。

つまり「集団の中での個別への配慮」と「学級全体への手立て」の双方に回答が多い観点の部分は2階部分と3階

部分の2段階で支援を構想し、実施されているところと言ってよいだろう。

今回、花熊（2018）の「基礎的環境整備と合理的配慮の関係は『2階建て』構造ではなく『3階建て』構造なのであり、基礎的環境整備の上層には『どの子どもも過ごしやすい教室・学習環境』の整備が、個別的な合理的配慮の土台には『どの子どもも興味・意欲を持って参加できるユニバーサルデザインの授業づくり』が位置づけられる」という考えに基づいてアンケートを分析した。この結果と、菊池（2020）が指摘している「授業UDが特別支援教育の一部であるにしても、授業UDを実践しているからといって特別支援教育として十分なわけではなく、授業UDを特別支援教育の基盤として十分に組み込み、そのうえで児童生徒の固有のニーズに合わせた柔軟な個別支援（合理的配慮の提供や個別指導）を行なっていくことが絶対的に必要である」という指摘を合わせると、現在学校に求められている支援の形が見えてくる。

小貫（2010）は「ユニバーサルデザインの考え方は『すべての子にとって、参加しやすい学校を作り、わかりやすい授業をする』という発想ですから、おそらく、これは通常の学級の担任が教師としてスタートを切った時から、今まで、ずっと堅持してきた姿勢そのものであるはずです。ユニバーサルデザインは今までの教育姿勢をあらたに意識的に行うことだけで達成可能なもの」だと述べる。

実際は日々なされている個別の合理的配慮と、授業のUD化、UDの学級づくりが、3階構造の2階部分であるということ意識することで、より効率よく配慮を考えることができるのではないだろうか。そしてその行為自体は小貫が指摘するように、「すべての子どもが参加し、理解できる授業」を目指すことであり、日々教員が目指していることと何ら矛盾はないので過度な負担とはならないだろう。

つまり教員は、つまづくかもしれない個を意識しながら、その個が「できる・わかる」ように学級全体への手立てを行わなければならないのである。

分離された特別な教育の廃止等、2022年の国連の勧告を受けて今後ますますインクルーシブ教育を推進することになるにあたって、多様な子どもたちに応じた充実した教育活動のためにも、今後3階構造を意識して個別の指導計画の中に2階部分を書き込む可能性も含めて、学級全体への手立てと個別の配慮の両方の充実が求められている。

## 引用文献

- ・独立行政法人特別支援教育研究所：Q & A「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係はどうなっていますか？  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm)（2022年11月25日確認）
- ・外務省：障害者の権利に関する条約 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)（2022年11月26日確認）
- ・桂聖（2011）：国語授業のユニバーサルデザイン．東洋館出版社．
- ・菊池哲平（2020）：インクルーシブ教育システムにおける授業のユニバーサルデザイン化の意義に関する理論的検討．熊本大学教育学部紀要69, 55.
- ・小貫悟（2010）：通常学級での特別支援教育のスタンダード．東京書籍, 22.
- ・小貫悟（2014）：授業のユニバーサルデザインとは？、授業のユニバーサルデザイン入門，東洋館出版社, 12-67
- ・京極澄子（2018）：「主体的・対話的で深い学び」の実現に対する「授業のUD化」の有効性と課題．京極明星大学発達支援研究センター紀要MISSION, 3, 80.
- ・花熊暁（2018）：インクルーシブ教育システムにおけるユニバーサルデザインの意義．社会問題研究, 67, 2-8
- ・文部科学省（2012）：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm)（2022年11月25日確認）
- ・文部科学省（2017）：小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編, 106-108, 159-160.
- ・小方朋子・山本木ノ実（2020）：学校等における合理的配慮の実態．香川大学教育学部研究報告 2, 57-67.